

事 務 連 絡
平成 26 年 9 月 26 日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局
教職員・福利課長

出張における鉄道運賃等のプリペイドカードの使用について

このことについて、一部の学校において、修学旅行時に旅行者が、ＩＣＯＣＡ等の県外の鉄道等運賃に活用できるプリペイドカード（以下、プリペイドカードという。）を購入して使用するという例がありました。

しかしながら、各社のプリペイドカード代金にはデポジット料金が含まれていることから、購入代金は旅費の支給の対象にはなりません。また、プリペイドカードを県費で購入して活用することもできません。

なお、出張で個人所有のプリペイドカードを使用した場合には、旅費の支給対象である出張にあっては、旅費に係る事務処理を行うこととなります。

今後とも、プリペイドカードの適正な取扱いについて、管内学校長及び教職員に対して周知していただくようお願いします。

〒780-0850

高知市丸ノ内1丁目7-52

高知県教育委員会事務局

教職員・福利課 給与担当